

入札参加要領		
入札参加資格		<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和7年3月14日（金）17時15分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和7年3月24日（月）10時45分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム上北沢ホーム 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢 1-28-17
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不落になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	下記「問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和7年3月14日（金）17時15分まで
申込先・ 入札に関する 問合せ先	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム上北沢ホーム 大塚 電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00） E-mail：t_ohtsuka@setagayaj.or.jp	
仕様に関する 問合せ先	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム上北沢ホーム 本間 電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00） E-mail：t_homma@setagayaj.or.jp 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム芦花ホーム 鈴木 電話：03-5317-1094（平日9:00～17:00） E-mail：s_suzuki@setagayaj.or.jp	

空気環境測定業務委託仕様書

空気環境測定業務は、室内環境の状況を正しく保ち、人の健康に影響があるか否かを判断する目的として実施する。

1. 履行場所

- (1) 特別養護老人ホーム 芦花ホーム
東京都世田谷区粕谷 2-23-1
- (2) 特別養護老人ホーム 上北沢ホーム
東京都世田谷区上北沢 1-28-17

2. 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日

3. 実施場所等

	測定箇所	回数	測定時刻
芦花ホーム	12箇所	6回/年	10:00・13:00
上北沢ホーム	12箇所	6回/年	10:00・13:00

※測定点はあらかじめ担当者と協議し決定するものとする。

4. 実施内容

- (1) 測定を行う者の資格
測定を行う者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2項に定める空気環境測定実施者とする。
- (2) 測定項目及び測定機器
当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に居室の適切な位置の床上75cm以上120cm以下の高さで測定するものとする。
建築物室内の空気環境測定項目及び使用する機械機器
 - ①温度・・・・・・・・・・温度計
 - ②相対湿度・・・・・・・・湿度計
 - ③気流・・・・・・・・風速計
 - ④炭酸ガスの含有率・・・・・・・・二酸化炭素測定器
 - ⑤一酸化炭素の含有率・・・・・・・・一酸化炭素測定器
 - ⑥浮遊粉じんの量・・・・・・・・浮遊粉じん測定器
 - ⑦その他必要に応じた空気環境測定に必要な機械器具

5. 測定結果

測定後は、測定結果報告書を作成し、提出すること。報告書に使用機器の名称及び機能を表示すること

測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し報告するものとする。

6. 機器等の負担

受託者は、空気環境測定に要する人件費、機器、消耗品及び記録用紙を負担する。

6. その他付随事項

- (1) 別紙「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 施設の通常業務に支障をきたさないように施設担当者と日程を調整すること。
- (3) 業務に際しては、法令等を遵守すること。実施方法について疑義が生じた場合は施設担当者と協議すること。また、安全面を保証すること。

8. 支払方法

検査終了後、請求に基づき支払う。

なお、支払は銀行口座振込によるものとし、手数料は受託者の負担とする。

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。
また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複製し、または複製してはならない。
甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

（契約解除）

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

1. 件名 令和7-8年度空気環境測定業務委託契約（2年契約）

2. 金額（消費税込み）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

印